

議第20号

平成26年度京都市自動車運送事業特別会計予算

(総則)

第1条 平成26年度京都市自動車運送事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 運転計画

運 転 車 両 数	両 708
年間走行キロメートル	km 30,660,000
年間総輸送人員	人 119,720,000
1日平均輸送人員	人 328,000

2 主要な建設改良工事計画

乗合自動車購入 40両

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 自動車運送事業収益 21,039,000千円

第1項 営 業 収 益 20,207,504千円

第2項 営 業 外 収 益 831,496千円

支 出

第1款 自動車運送事業費用 23,632,000千円

第1項 営 業 費 用 18,955,578千円

第2項 営 業 外 費 用 594,164千円

第3項 特別損失 4,032,258千円

第4項 予備費 50,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,430,000千円は、損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入 3,067,000千円

第1項 企業債 2,593,000千円

第2項 補助金 474,000千円

支 出

第1款 資本的支出 4,497,000千円

第1項 建設改良費 3,307,026千円

第2項 企業債償還金 939,974千円

第3項 長期借入金返還金 200,000千円

第4項 予備費 50,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
自動車運送事業建設改良費	平成27年度	千円 203,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
自動車運送事業建設改良費	千円 2,593,000	発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額を埋めるため必要な金額をこれに加算した額	証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）又は消費貸借の方法による。	% 8.0以内
				起債の日から据置期間を含め30年以内に、元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政の都合その他によつては、繰上償還をすることができる。

（一時借入金）

第7条 一時借入金の限度額は、20,000,000千円と定める。

（他会計からの補助金）

第8条 生活支援路線の運行維持等に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、787,544千円である。

（たな卸資産購入限度額）

第9条 たな卸資産の購入限度額は、100,000千円と定める。

平成26年 2 月14日提出

京 都 市 長 門 川 大 作